



# 太陽光発電からの電力受給に 関する契約要綱

2019年5月1日実施

中国電力株式会社



# 太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱

## 目 次

I 総 則 .....	1
1 適 用 .....	1
2 要 綱 の 変 更 .....	1
3 定 義 .....	1
4 単 位 お よ び 端 数 処 理 .....	4
5 実 施 細 目 .....	5
II 契約の申込み .....	6
6 接 続 検 討 お よ び 受 給 契 約 の 申 込 み .....	6
7 受 給 契 約 の 成 立 お よ び 契 約 期 間 .....	7
8 電 気 方 式 , 電 圧 お よ び 周 波 数 .....	8
9 送 電 責 任 分 界 点 .....	8
10 電 気 工 作 物 の 財 産 分 界 点 お よ び 補 修 管 理 .....	9
11 電 力 受 給 の 開 始 .....	9
12 契 約 の 単 位 .....	10
13 電 力 受 給 に 関 す る 情 報 の 取 扱 い .....	10
14 接 続 契 約 に 関 す る 基 本 事 項 .....	10
15 電 力 受 給 に 関 す る 法 令 等 の 遵 守 .....	11
16 承 諾 の 限 界 .....	11
17 受 給 契 約 書 の 作 成 .....	11
18 料 金 .....	11
19 料 金 の 適 用 開 始 の 時 期 .....	12
20 検 針 日 .....	12
21 料 金 の 算 定 期 間 .....	12
22 受 給 電 力 量 の 計 量 .....	12
23 料 金 の 算 定 .....	14
24 料 金 の 支 払 い .....	15
25 料 金 の 支 払 方 法 .....	15

26	適正契約の保持	16
27	特定契約等に関する基本事項	16
28	電圧上昇制御機能等の動作	17
29	電力受給の制限または中止	17
30	立入りによる業務の実施	17
31	電力受給にともなう発電者の協力	18
32	電力受給の停止	18
33	電力受給の停止の解除	19
34	損害賠償の免責	19
35	発電記録等の提出	20
36	契約の変更	20
37	名義の変更	20
38	受給契約の廃止	20
39	受給契約の解約	21
40	受給契約消滅後の債権債務関係	22
41	工事費負担金	22
42	工事費負担金の申受けおよび精算	23
43	受給開始に至らないで受給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	23
44	設備の所有および取扱い	24
45	保安等に対する発電者の協力	24
46	非化石価値等の帰属	24
47	その他	24
附 則		25

# I 総 則

## 1 適 用

- (1) この太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、発電者の太陽光発電設備（以下「本発電設備」といいます。）と当社が維持および運用する電力系統との接続等にかかる契約（以下「接続契約」といいます。）ならびに再生可能エネルギー電気の発電者による供給および当社による調達にかかる契約（以下「特定契約等」といいます。以下、接続契約と合わせて「受給契約」といいます。）の条件を定めたものであり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（その他関係法令を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）にもとづく受給契約の場合においては、特定契約等の成立が、2017年3月31日以前であるものに適用いたします。
- (2) この要綱は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島〔以下「離島」といいます。〕を除きます。）に適用いたします。  
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
- (3) この要綱は、太陽光発電以外の発電方式（風力・水力・バイオマス等）についても太陽光発電に準じて取扱います。

## 2 要綱の変更

当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。この場合には、電力受給に関する契約条件は、変更後の太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱によります。

なお、この場合、当社は、この要綱の変更について、当社ホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により、発電者にお知らせいたします。

## 3 定 義

次の用語は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、この要綱において用いる用語は、別に定めのない限り、再エネ特措法ならびに当社が別に定める電気供給約款、電気サービス約款、電気契約要綱および託送供給等約款等に定める意味によるものといたします。

- (1) 電力受給

発電者が、受給電力を当社に供給し、当社がこれを受電することをいいます。

(2) 発電者

この要綱にもとづいて当社と受給契約を締結する者をいいます。

(3) 連系

発電設備等を、当社が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

(4) 解列

発電設備等を、当社が維持および運用する電力系統から電氣的に切り離すことをいいます。

(5) 電気需給契約

その需要場所内に本発電設備が設置されている電気需給契約をいい、発電者と当社との間で別に締結いたします。

(6) 接続供給契約

その需要場所内に本発電設備が設置され、発電者を需要者とする当社との接続供給契約をいいます。

(7) 受電地点

電力受給が行なわれる地点をいい、電気需給契約における需給地点および接続供給契約における供給地点と同一といたします。

(8) 受給電力

発電者が、本発電設備において発電した再生可能エネルギー電気のうち、当社に供給する電力をいいます。

(9) 受給電力量

受電地点において、当社が発電者から受電する電力受給に係る電力量をいいます。

(10) 最大受電電力

受給電力の最大値（ワット）で、発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(11) 発電出力

本発電設備の定格発電出力（太陽電池の出力値またはパワーコンディショナーの出力値のうちいずれか小さい値とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。）をいいます。

(12) 認定発電設備

再エネ特措法で定める認定（以下「認定」といいます。）を受けた発電設備をいいます。

(13) 認定通知書

発電者の発電設備が認定発電設備である場合に国から通知される通知書をいいます。

(14) 設備 I D

認定発電設備の発電形態等を判別するために国が付与する番号で、認定通知書に記載されているものをいいます。

(15) その他発電設備

本発電設備に併設される発電設備（認定発電設備であるものを除きます。）または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。

(16) 消費税等相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号，その後の改正を含みます。）の規定により課される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号，その後の改正を含みます。）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(17) 非化石価値等

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）の非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値をいいます。

(18) 反社会的勢力

暴力団等および暴力団等と関係を有する者で，次の者をいいます。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号，その後の改正を含み，以下「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じといたします。）

ロ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいいます。以下同じといたします。）または暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者

ハ 暴力団準構成員

- ニ 暴力団関係企業
- ホ 総会屋等
- ヘ 社会運動等標榜ゴロ
- ト 特殊知能暴力集団等
- チ その他イからトまでに準ずる者
- リ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ヌ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ル 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ヲ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
- ワ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(19) 反社会的行為

自らまたは第三者を利用して行なう次の行為をいいます。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を越えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
- ホ その他上記イからニまでに準ずる行為

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 最大受電電力の単位は、原則として1ワットとし、その端数は、切り捨てます。
- (2) 受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。



## 5 実施細目

この要綱の実施上必要な細目的事項は、この要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

## II 契約の申込み

### 6 接続検討および受給契約の申込み

発電者が新たに受給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱および当社が別に定める料金に関する契約条件を承認のうえ、次の手続きにより、受給契約の申込みをしていただきます。

#### (1) 接続検討の申込み

イ 当社は、発電者が発電設備等（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。）を当社の電線路に連系されるにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「接続検討」といいます。）をいたします。

ロ 発電者は、(2)の申込みに先立ち、当社所定の様式によって接続検討の申込みをしていただきます。

#### ハ 検討期間および検討料

(イ) 当社は、原則として接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ロ) 当社は、原則として、1受電地点1検討につき20万円に消費税等相当額を加えた額を検討料として、接続検討の申込み時に発電者から申し受けます。ただし、発電設備等を当社の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電線路に連系される場合には、原則として検討料は申し受けません。

#### (2) 接続契約の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって接続契約の申込みをしていただきます。

なお、接続契約の申込み時点で、当社が接続検討の検討結果をお知らせしていない場合は、検討結果のお知らせ後すみやかに、当社所定の様式により、接続契約の申込みにかかる意思を表明していただきます。

イ 発電者の名称、発電場所および受電地点

ロ 本発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様

ハ 結線図、配線形態

ニ 最大受電電力、太陽電池の出力値およびパワーコンディショナーの出力値

ホ 受給開始希望日

- へ 受電地点の受電電圧および電気方式
- ト 発電場所における負荷設備および受電設備
- チ 本発電設備以外の発電設備等の併設の有無
- リ その他必要な事項

(3) 特定契約等の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、特定契約等の申込みをしていただきます。

- イ 接続契約の申込み内容
- ロ 料金の振込先口座
- ハ その他必要な事項

## 7 受給契約の成立および契約期間

(1) 接続契約は、接続契約の申込みを当社が承諾したときに、特定契約等は、特定契約等の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 再エネ特措法にもとづく受給契約の場合

接続契約の契約期間は、接続契約が成立した日から、特定契約等の契約期間は、特定契約等が成立した日から、それぞれ 11（電力受給の開始）で定めた受給開始日を起算日とした次の調達期間の終期までといたします。ただし、認定発電設備において、既に当社または小売電気事業者等に特定契約等にもとづき再生可能エネルギー電気を供給していた場合は、最初に供給を開始した日から起算して受給契約における受給開始日の前日までの期間を調達期間から控除いたします。

なお、当社は発電者に対し、調達期間の終期の 1 か月前までに調達期間終了後の料金単価を書面または当社ホームページ上でのお知らせ等により通知するものといたします。この場合で、発電者または当社から別段の意思表示がないときは、終期の翌日をもって、ロの受給契約が成立したものといたします。

(イ) 以下の(ロ)および(ハ)の場合を除き、認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達期間

(ロ) 再エネ特措法に定める変更認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達期間が変更された場合、または、その他再エネ特措法お

よび同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される調達期間が変更された場合については、当該変更後の調達期間

- (ハ) 再エネ特措法により、本発電設備について適用される調達期間が改定された場合については、当該改定後の調達期間
- (ニ) (イ), (ロ) および (ハ) にかかわらず、電気需給契約が消滅した場合または発電者が接続供給契約に属さないこととなった場合には、受給契約も同時に消滅するものといたします。

ロ イ以外の場合

- (イ) 契約期間は、受給契約が成立した日から、その受給契約成立の日が属する年度の末日までといたします。
- (ロ) 契約期間満了に先だって、発電者と当社の双方が、受給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、受給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) (イ) および (ロ) にかかわらず、電気需給契約が消滅した場合または発電者が接続供給契約に属さないこととなった場合には、受給契約も同時に消滅するものといたします。

- (3) 受給電力の受給期間は、受給開始日（同日を含みます。）から受給契約の契約期間満了の日までといたします。ただし、39（受給契約の解約）により、受給契約が解除された場合の受給期間の終期は、受給契約が消滅した日の前日までといたします。

## 8 電気方式、電圧および周波数

電気方式、標準電圧および周波数は、次のとおりといたします。

- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、電気需給契約と同一といたします。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、接続供給契約と同一といたします。

## 9 送電責任分界点

送電責任分界点は、次のとおりといたします。

- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、原則として、電気需給契約

の需給地点と同一といたします。

なお、電気需給契約の需給地点と異なる場合は、別途お知らせいたします。

- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、原則として、接続供給契約の供給地点と同一といたします。

なお、接続供給契約の供給地点と異なる場合は、別途お知らせいたします。

## 10 電気工作物の財産分界点および補修管理

- (1) 電気工作物の財産分界点は、9（送電責任分界点）と同一とし、財産分界点より発電者側の電気工作物（当社が取り付ける計量器等を除きます。）は発電者の責任と負担において、財産分界点より当社側の電気工作物は当社の責任と負担において、それぞれ補修管理するものといたします。
- (2) 料金の算定上必要な計量器および変成器等の付属装置（以下総称して「計量装置」といいます。）は、当社が特に認める場合を除いて当社が選定し、かつ、当社の所有として取付けおよび取外しを行いません。この場合、当社は、41（工事費負担金）（2）の工事費負担金を、発電者から申し受けます。
- (3) 計量装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取り外し工事が容易な場所（低圧で連系する場合、原則として屋外といたします。）とし、発電者と当社との協議によって定めます。
- (4) 計量装置の取付場所は、発電者から無償で提供していただきます。
- (5) 発電者の希望によって計量装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を発電者から申し受けます。
- (6) 法令により計量装置を取り替える場合には、当社は、低圧で連系するときを除き、実費を発電者から申し受けます。
- (7) (2) から (6) にかかわらず、22（受給電力量の計量）（7）で設備IDごとの受給電力量を計量する場合の計量装置は、発電者が選定し、かつ、発電者の所有として発電者の負担で取付けおよび取外しを行なっていただきます。

## 11 電力受給の開始

- (1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ受給開始日を定め、受給準備その他必要な手続きを経たのち、受給開始日より電力受給を開始いたします。

- (2) 当社は、受給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、あらためて発電者と協議のうえ、受給開始日を定めて電力受給を開始いたします。
- (3) 発電者の希望によってあらかじめ定めた受給開始日を変更しようとする場合には、原則として、10 営業日前までに当社へ申し出ていただきます。

## 12 契約の単位

当社は、原則として、発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は1 電気需給契約について1 受給契約を結ぶものとし、発電者が当社との接続供給契約に属している場合は1 需要場所について1 受給契約を結ぶものいたします。

## 13 電力受給に関する情報の取扱い

- (1) 当社は、本発電設備が認定発電設備である場合には、発電者との受給電力量や料金等の電力受給に関する情報を、再エネ特措法で定める費用負担調整機関に報告いたします。
- (2) 当社は、再エネ特措法または電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法のうちなおその効力を有する規定その他適用法令等にもとづき、発電者との電力受給に関する情報を国または官公庁に報告することがあります。
- (3) 当社は、7（受給契約の成立および契約期間）（2）ロによる受給契約にかかる非化石価値等の利用または管理にあたり、発電者との受給契約に関する情報を、国または関係機関に報告いたします。

## 14 接続契約に関する基本事項

- (1) 7（受給契約の成立および契約期間）（3）に定める受給期間にわたり、発電者と当社は、本発電設備と当社の電力系統とを接続することを約すものいたします。
- (2) 発電者は、本発電設備等の連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号、その後の改正を含みます。）、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、送配電等業務指針、系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）、および当社が定める系統連系関係業務取扱要則、自家用発電設備等の系統連系に関する条件のほか、監督官庁、業界団体または当社が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規

程等を遵守するものいたします。

なお、かかる規程等に変更がある場合には、変更後の扱いを遵守するものいたします。

## 15 電力受給に関する法令等の遵守

電力受給にあたっては、発電者および当社は、電力受給に関する法令等を遵守するものいたします。

## 16 承諾の限界

当社は、法令（発電者が再エネ特措法にもとづく受給契約を希望される場合にあっては、同法に定める受給契約の締結を拒否できる正当な理由等に該当する場合があります。）、電気の需給状況、発電者の発電設備等の状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

## 17 受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電力受給に関する必要な事項について、当社所定の様式により、受給契約書を作成いたします。

## 18 料 金

料金は、その1月の受給電力量に、次の料金単価を乗じてえた金額といたします。

### (1) 再エネ特措法にもとづく受給契約の場合

イ ロおよびハの場合を除き、再エネ特措法の認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達価格

ロ 再エネ特措法の変更認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達価格が変更された場合、または、その他再エネ特措法および同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される調達価格が変更された場合については、当該変更後の調達価格

ハ 再エネ特措法により、本発電設備について適用される調達価格が改定された場合については、当該改定後の調達価格

### (2) (1) 以外の受給契約の場合

当社が別に定め、当社ホームページ上で公表する調達価格とし、非化石価値等の相当額を含むものいたします。

なお、当社は需給状況や電源調達環境等に応じて、調達価格を変更する場合があります。この場合には、変更の1か月前までに変更後の調達価格および適用開始時期を、当社ホームページ上でのお知らせ等、適切な方法によりお知らせいたします。

## 19 料金の適用開始の時期

料金は、受給開始の日から適用いたします。

## 20 検針日

検針日は、次のとおりいたします。

- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、原則として電気需給契約に定める検針日いたします。ただし、電気需給契約が定額制供給の場合は、原則として発電者の属する検針区域の検針日いたします。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、(1)に準ずるものいたします。

## 21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間いたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間いたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間いたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間いたします。

## 22 受給電力量の計量

- (1) 受給電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における



受給電力量は、次の場合ならびに（５）および（６）の場合を除き、検針日における電力量計の読み（受給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電力受給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ発電者に計量日をお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 発電者が不在等のため検針できなかった場合の受給電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（１）イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に最大受電電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 受給開始の日からその直後の発電者の属する検針区域の検針日までの期間が短いために検針を行なわなかった場合、受給開始の日から次回の検針日の前日までの受給電力量を受給開始の日から受給開始の直後の検針日の前日までの期間および受給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の受給電力量といたします。ただし、23（料金の算定）（１）イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に最大受電電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の受給電力量といたします。

ハ 各月ごとに検針を行なわない場合の受給電力量は、原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（１）イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に最大受電電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（２）計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、当社が設置する記録型計量器により計量する場合は、原則、小数点以下第2位までといたします。
  - ハ 乗率を有する場合は、原則、小数点以下第2位までといたします。
- (3) 受給電力量は、電力受給の電圧と同位の電圧で計量するものといたします。
  - (4) 検針は、(7)の場合を除き、当社が行なうものとし、当社は、検針の結果をすみやかに発電者にお知らせいたします。ただし、発電者が計量器の取付けまたは取外しを行なう場合の検針は、発電者が行なうものとし、発電者は、検針の結果をすみやかに当社に通知していただきます。
  - (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における受給電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした計量器ごとに(1)に準じて計量した受給電力量を合算してえた値といたします。
  - (6) 計量装置の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の受給電力量は、発電者と当社との協議によって定めます。
  - (7) 発電者が、1受給契約において設備IDの異なる本発電設備を併設される場合には、設備IDごとの受給電力量は、発電者と当社との協議によって定めます。この場合、設備IDごとの受給電力量等を計量するための計量装置の検針は、20(検針日)の検針日に発電者で行なっていただき、発電者は、検針の結果をすみやかに当社に通知していただきます。

## 23 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電力受給を開始し、再開し、もしくは停止し、または受給契約が消滅した場合
  - ロ 最大受電電力または電気需給契約の変更等により、料金に変更があった場合
- (2) (1)イに該当する場合は、料金の算定期間の受給電力量により料金を算定いたします。また、(1)ロに該当する場合は、料金の算定期間の受給電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの最大受電電力を乗じた値の比率により区分して料金を算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

## 24 料金の支払い

- (1) 当社は、次の場合を除き、検針日の属する月の翌月 15 日に料金を支払うものいたします。

イ 22 (受給電力量の計量) (1) ロの場合の受給開始の日から受給開始の直後の検針日の前日までの期間の料金または 22 (受給電力量の計量) (1) イもしくはハにより精算する場合で当社が支払うときの精算額については、次回の検針日の属する月の翌月 15 日に支払うものいたします。

ロ 22 (受給電力量の計量) (6) または (7) の場合は、当社が通知した日に料金を支払うものいたします。

ハ 受給契約が消滅した場合は、消滅日の属する月の翌月 15 日といたします。ただし、特別の事情があつて受給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、計量値の確認を行なった日の翌月 15 日に料金を支払うものいたします。

- (2) (1) に定める料金の支払日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (3) 発電者が、当社との受給契約または電気需給契約等 (いずれも既に消滅しているものを含みます。) によって、支払いを要することとなった債務を、当社が定める期日を経過してなお支払われない場合 (当社が定める期日に支払われないことが明らかなる場合を含みます。) は、当社は、(1) および (2) にかかわらず、発電者への料金の支払いを保留することができるものいたします。

なお、その場合は、発電者にあらかじめその旨をお知らせいたします。

## 25 料金の支払方法

- (1) 料金の支払いは、発電者が指定した振込先口座への振込みにより行なうものとし、当社が振込みを行なったときに支払いがなされたものいたします。
- (2) 発電者が、指定した振込先口座を変更される場合または振込金融機関の統廃合その他の事情により振込先口座の番号等が変更となる場合には、あらかじめ当社所定

の様式によって申込みをしていただきます。

(3) 当社が、料金を 24 (料金の支払い) (1) および (2) に定める支払日に支払わない場合、その理由が次のいずれかに該当するときを除き、当社は、当該支払日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、支払いをしなかった料金に対して商法に定める法定利率を適用して算定した遅延利息を発電者にお支払いいたします。

イ (2) の場合で、発電者が当社に振込先口座の変更の申込みをされなかったとき。

ロ 24 (料金の支払い) (3) により、当社が料金の支払いを保留する場合

ハ その他発電者の責めとなる理由による場合

## 26 適正契約の保持

発電者との受給契約が電力受給の状態または認定の内容に比べて不相当と認められる場合には、発電者は、法令上必要な設備変更手続きを行なっていただくとともに、当社と協議のうえ、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

## 27 特定契約等に関する基本事項

(1) 発電者は、(2) の場合または 28 (電圧上昇制御機能等の動作)、29 (電力受給の制限または中止) もしくは 32 (電力受給の停止) に該当する場合を除き、7 (受給契約の成立および契約期間) (3) に定める受給期間にわたり、受給電力の供給を行なうことができ、当社は、これを受電いたします。

(2) 電気需給契約において、電気を使用できる期間もしくは電気を使用できる時間を設定し、または発電者への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けて電気の供給をしゃ断する場合には、当社は、発電者が電気を使用できる時間以外の時間の電力受給を停止いたします。

(3) 本発電設備が認定発電設備の場合、発電者は、認定を受けた後、遅滞なく当該認定を受けたことを証明する書類を当社に提出するものとし、当社は、特定契約等の申込みを承諾する際に、当該書類の内容および本発電設備にかかる接続契約が成立していることを確認いたします。

なお、再エネ特措法に定める変更認定を受けた場合、または変更届出を行なった場合には、発電者は遅滞なくその内容および当該変更認定を受けたこと、当該変更届出が受理されたことを証明する書類を当社に提出するものといたします。

## 28 電圧上昇制御機能等の動作

- (1) 本発電設備の電圧上昇制御機能等の動作により、本発電設備の利用率が低下し、受給電力量が減少することがあります。
- (2) (1) の場合、当社は、発電者の希望により、当社の供給設備を変更する場合があります。この場合、当社は、その工事費の全額を 41 (工事費負担金) の工事費負担金として申し受けます。
- (3) (2) により供給設備を変更した場合であっても、本発電設備の電圧上昇制御機能等の動作により、本発電設備の利用率が低下し、受給電力量が減少することがあります。  
この場合であっても、当社は、(2) で申し受けた工事費負担金をお返しいたしません。

## 29 電力受給の制限または中止

- (1) 当社は、次の場合には、電力受給を制限または中止することがあります。
  - イ 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合で、電気需給契約にもとづき当社が電気の供給を中止し、または発電者の電気の使用を制限し、もしくは中止したとき。
  - ロ 発電者が当社との接続供給契約に属している場合で、接続供給契約にもとづき当社が発電者の電気の使用を制限し、または中止したとき。
  - ハ その他次に該当する場合
    - (イ) 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
    - (ロ) 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
    - (ハ) 非常変災の場合
    - (ニ) その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1) ハの場合には、当社は、あらかじめその旨を発電者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

## 30 立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

また、需要場所において次の業務を実施するため、他のお客さままたは発電者の土地または建物に立ち入らせていただく必要がある場合には、正当な理由がない限り当社が他のお客さままたは発電者の土地または建物に立ち入ることおよび業務を実施することについて、発電者に、当該他のお客さままたは発電者の承諾をえていただきます。

なお、発電者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 45（保安等に対する発電者の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電力受給を防止するために必要な発電者の電気工作物等の確認または検査
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 32（電力受給の停止）、38（受給契約の廃止）または39（受給契約の解約）により必要な処置
- (6) その他この要綱によって、受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 31 電力受給にともなう発電者の協力

- (1) 発電者の発電設備等の連系により、他のお客さままたは発電者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、発電者の負担で、必要な調整装置または保護装置をその需要場所内に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、当社の供給設備を変更いたします。
- (2) 電気の需給上必要がある場合、発電者は、当社からの求めに応じて電力受給を中止または制限するために必要な機器（以下「出力制御対応機器」）の設置、費用負担その他必要な措置を講じていただきます。

### 32 電力受給の停止

- (1) 発電者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、その発電者について電力受給を停止いたします。
  - イ 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合で、電気需給契約にもとづき

当社が電気の供給を停止したとき。

ロ 発電者が当社との接続供給契約に属している場合で、接続供給契約にもとづき当社が接続供給を停止したとき。

(2) 発電者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、その発電者について電力受給を停止することがあります。

イ 発電者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電者の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(3) 発電者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、その発電者について電力受給を停止することがあります。

イ 発電者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 31（電力受給にともなう発電者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) (1) から (3) によって電力受給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者の電気設備において、電力受給停止のための適当な処置を行ないません。

なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

### 33 電力受給の停止の解除

32（電力受給の停止）によって電力受給を停止した場合で、発電者がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電力受給を再開いたします。

### 34 損害賠償の免責

(1) 6（接続検討および受給契約の申込み）(2) ロもしくは 16（承諾の限界）によって受給契約の申込みをお断りした場合、11（電力受給の開始）(2) によって受給開始日を変更した場合、29（電力受給の制限または中止）(1) イもしくはロによって電力受給を制限または中止した場合、32（電力受給の停止）によって電力受給を停止した場合または 39（受給契約の解約）によって受給契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 29（電力受給の制限または中止）(1) ハによって電力受給を制限または中止し

た場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、発電者が当社と再エネ特措法にもとづき受給契約を締結している場合は、当社は、再エネ特措法に定める範囲に限り発電者に補償するものとしたします。

(3) 本設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について賠償の責めを負いません。

(4) その他当社の責めとならない理由により生じた発電者の損害については、当社は、賠償の責めを負いません。

### 35 発電記録等の提出

(1) 当社は、必要に応じて発電者に発電者の発電設備等の発電記録、発電計画、点検記録等の提出を依頼することがあります。この場合には、すみやかにこれらを当社に提出していただきます。

(2) 当社と受給契約を締結する発電設備は、原則として、託送供給等約款に準じて当社が設定する発電バランスンググループに属するものとしたします。

### 36 契約の変更

(1) 発電者が、本発電設備の全部もしくは一部を変更され、またはその他発電設備の連系もしくは変更を希望される場合は、あらかじめその旨を当社所定の様式により申し出ていただきます。

(2) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものとしたします。

### 37 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで電力受給を行っていた発電者の電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社所定の様式により申し出ていただきます。

### 38 受給契約の廃止

(1) 発電者が受給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定め



て、当社に通知していただきます。この場合、発電者は、原則として、廃止期日に発電者の電気設備において、電力受給を終了させるための適当な処置を行なっていただきます。

ただし、受給契約を当社との電気需給契約または接続供給契約と同時に廃止される場合は、当社が、原則として、発電者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者の電気設備において、電力受給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

(2) 受給契約は、39（受給契約の解約）および次の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社が電力受給を終了させるための処置を行なう場合で、当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電力受給を終了させるための処置ができないときは、受給契約は電力受給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

### 39 受給契約の解約

(1) 発電者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、受給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。

イ 32（電力受給の停止）によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 当社が発電者との電気需給契約を解約し、または発電者が属する接続供給契約を解約する場合

ハ 再エネ特措法にもとづく受給契約の場合であって、認定の効力が失われたとき。

ニ 反社会的勢力となった場合

ホ 反社会的行為を行なった場合

(2) 発電者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、受給契約を解約することがあります。

イ 発電者がこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払われない

場合

- ロ 発電者が他の受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
- ハ 計量装置の改変等によって受給電力量の適正な計量が行なわれない場合
- ニ 発電者が 10（電気工作物の財産分界点および補修管理）によって必要となる発電者側の電気工作物の補修管理を行なわれない場合
- ホ 30（立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- へ 申込みに虚偽の内容を含む場合
- ト 26（適正契約の保持）によって受給契約が不適正と認められる場合で、発電者が当社の定めた期日までに必要となる手続きを行なわないときまたは適正な契約変更に応じないとき。
- チ 再エネ特措法にもとづく受給契約の場合であって、同法に定める受給契約の締結を拒否できる正当な理由等に該当するとき。（（1）に該当する場合を除きます。）
- リ その他この要綱に反した場合

(3) (2) により当社が受給契約を解約した場合、発電者は、発電者の責任と負担において、ただちに発電設備を解列する措置を講じていただきます。

なお、この場合、受給契約解約後の電力受給は無償とさせていただきます。

(4) 発電者が(3)の措置を講じられない場合で、当社の電力系統に保安上の問題が生じるおそれがあるときは、当社は、当社の供給設備または発電者の電気設備において、受給契約解約のための適当な処置を行ないます。

この場合、当社は当該処置に要した費用を発電者に請求することがあります。

#### 40 受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

#### 41 工事費負担金

(1) 電力受給の開始、または受給契約の変更等にもない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合は、その工事費の全額（発電設備の設置に伴う電力系統の増

強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針の適用対象にあつては、当該供給設備の利用に見合う金額との合計額)を発電者から工事費負担金として申し受けます。この場合には、工事費は、当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

なお、発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生ずるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、当該供給設備に係る工事費については、託送供給等約款に定める金額を工事費負担金として申し受けます。

- (2) 発電者が新たに電力受給を開始し、または受給契約を変更される場合等で、これにともない新たに計量装置を取り付けるときには、その工事費の全額を工事着手前に発電者から工事費負担金として申し受けます。ただし、低圧で連系する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を発電者から申し受けます。

#### 42 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、発電者に特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、電力受給の開始にともなう工事費負担金については、受給開始日までに申し受けます。
- (2) 当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書等を作成いたします。
- (3) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに工事費負担金を精算するものいたします。

#### 43 受給開始に至らないで受給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、発電者の都合によって受給開始に至らないで受給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して受給電力を供給されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

#### 44 設備の所有および取扱い

工事費負担金を申し受けて当社が施設する設備は、当社の所有といたします。

なお、当社は、施設した設備を、他の発電者との電力受給等のために使用することがあります。

#### 45 保安等に対する発電者の協力

(1) 次の場合には、発電者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ 発電者が、受電地点に至る当社の供給設備および計量装置に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更もしくは修繕工事をされる場合または物件の設置、変更もしくは修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) 発電者は、系統運用を円滑に行なうために当社が定める発電設備等の連系要件を遵守していただきます。

#### 46 非化石価値等の帰属

7 (受給契約の成立および契約期間) (2) ロによる受給契約にかかる非化石価値等は、全て当社へ帰属するものといたします。

#### 47 その他

(1) この要綱に定めのない事項またはこの要綱によりがたい事項については、当社が別に定める電気供給約款、電気サービス約款、電気契約要綱および託送供給等約款等の取扱いに準ずるものといたします。

(2) (1) によりがたい事項については、発電者と当社との協議によって定めます。

## 附 則

### 1 実施期日

この要綱は、2019年5月1日から実施いたします。

### 2 計量装置の取扱いに関する経過措置

2016年3月31日までに受給契約の申込みを行なっている場合で、当社がとくに認めるときは、10（電気工作物の財産分界点および補修管理）（2）から（6）および41（工事費負担金）（2）にかかわらず、計量装置については、故障または計量法にもとづく取替えその他当社が必要とするときまでは、発電者が選定し所有するものとし、発電者の負担で取付けおよび取外しを行なうことができるものといたします。なお、計量法による有効期間の満了、故障その他必要により当社が計量装置を施設するまでの間は、当該計量装置により受給電力量を計量いたします。

### 3 出力制御対応機器の設置に関する経過措置

再エネ特措法に基づく受給契約については、以下のとおりといたします。

#### （1）発電出力が50キロワット以上の場合

2015年1月25日までに電力受給の申込みを行なった発電者については、31（電力受給にともなう発電者の協力）（2）は適用いたしません。（ただし、2015年1月26日以降に本発電設備の増設等の変更申込みをされた場合は、この限りではありません。）

#### （2）発電出力が50キロワット未満の場合

2015年3月31日までに電力受給の申込みを行なった発電者については、31（電力受給にともなう発電者の協力）（2）は適用いたしません。（ただし、2015年4月1日以降に本発電設備の増設等の変更申込みをされた場合は、この限りではありません。）

### 4 この要綱の実施にともなう切替措置

この要綱実施の際現に太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（平成29年4月1日実施）の適用を受けている発電者の契約条件は、この要綱によります。